

副

訴 状

2025（令和7）年12月23日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫

同 山 本 志 都

同 指 宿 昭 一

同 中 井 雅 人



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

損害賠償請求等求事件

訴額 1100万円

貼用印紙額 5万300円

請　求　の　趣　旨

- 1 被告らは、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売、頒布またはウェブサイトへの掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 2 被告らは、各原告に対し、連帶して各 110 万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項は、仮に執行することができる。
との裁判を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告ら

- (1) 原告部落解放同盟（以下「原告解放同盟」という。）は、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である（甲1）。
- (2) その他の原告ら（9名。以下「個人原告ら」という。）は、それぞれ千葉県、静岡県、岐阜県、富山県ないし福井県に住所地を有する被差別部落出身者である。

2 被告ら

- (1) 被告示現舎合同会社（以下「被告示現舎」という。）は、神奈川県川崎市多摩区三田に本店を置く、書籍・雑誌その他の印刷物、及び電子出版物の企画・制作・販売等を目的とする会社である。
- (3) 被告宮部龍彦（以下「被告宮部」という。）は、示現舎合同会社の代表社員であり、鳥取ループを名乗り、ウェブサイト「鳥取ループ」（<http://tottoriloop.miya.be/>）を運営している者である。
- (3) 被告三品純（以下「被告三品」という。）は、被告示現舎の業務執行役員であり、被告宮部とともにウェブサイト「示現舎」を運営・管理している者である。

第2 被告らの権利侵害行為

1 被告らが管理運営するウェブサイト

- (1) ウェブサイト「示現舎」（<http://jigensha.info/>）（甲2）

被告らが、運営管理しているウェブサイトであり、鳥取ループを名乗る被告宮部が「全國部落調査」を取得して電子化し、ウェブサイト「同和地区Wiki」に公開する旨掲載するなど、部落差別を助長する記事を多数掲載している。

(2) ウェブサイト「鳥取ループ」(<http://tottoriloop.miya.be/>) (甲3)

被告宮部が運営管理しているウェブサイトであり、別紙ウェブサイト目録1(1)乃至(4)を掲載している。

(3) ウェブサイト「同和地区 Wiki」(甲4)

(<http://xn--dkrxt6lh1g.xn--q9jyb4c/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>)

被告宮部が運営管理しているウェブサイトであり、別紙ウェブサイト目録2・3の掲載、別紙ウェブサイト1(1)乃至(4)のリンクを掲載している。現在は、削除されている。

3 別紙書籍目録の内容

(1) 書籍目録1「全國部落調査」(甲5)

本書籍は、昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によって編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、昭和10年頃に各府県（東京都を含む。）に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。「全國部落調査」は、その表紙中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府縣部落調査」と題する統計資料から構成され、参考表として「大正十年内務省調査全國部落統計表」が添付されている。このうち、「各府縣部落調査」は、全国の府県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活程度を記載したものである。

被告は、某所で入手した本書籍（おおむね手書き）の写しを活字化し、

現在地を追記する等して編集し、新たに「復刻版 全国部落調査」（別紙書証目録2）作成し、出版しようとした。

(2) 書籍目録2 「復刻・全國部落調査」（甲6）

被告らによると、「本書は、昭和11年3月に作成された「全國部落調査」を復刻したものである。」「原典は336ページの謄写版印刷であり、縦書きで、「各府縣部落調査」は手書き、それ以外は活字である。復刻版は、これを横書きとして、約200ページにまとめた」ものである。

この「全國部落調査」は、いわゆる「部落地名総鑑」と同じく、部落差別を助長し、固定化する機能を有するものであり、インターネットで不特定多数の者が常時閲覧することができる状況にするのは悪質である。また、別紙目録5は、横浜地方裁判所平成28年（ヨ）第154号仮処分命令申立事件の出版等差止仮処分決定後にインターネット上に公開されたものであり、同仮処分決定を潜脱するものである。

(3) 別紙書籍目録3 「小林建治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会5年のあゆみ」（以下「5年のあゆみ」という。）（甲7）

別紙書籍目録2の「各府縣部落調査」を「部落解放研究基礎資料」として掲載したものである。ただし、都府県の掲載順序を変更しており、冒頭が「秋田県」、最後が「鹿児島県」となっている。

4 別紙ウェブサイト目録「全國部落調査」

(1) 別紙ウェブサイト目録1 「全國部落調査」

ア 別紙ウェブサイト目録1(1)「全國部落調査」（書籍目録1）の画像ファイル

別紙書籍目録1 「全國部落調査」の画像データをダウンロードすることができるリンクである。

イ 別紙ウェブサイト目録1(2)「全國部落調査」（書籍目録1）のPDF形式

ファイル

別紙書籍目録1 「全國部落調査」の同PDFデータをダウンロードする
ことができるリンクである。

ウ 別紙ウェブサイト目録1(3) 「全國部落調査」(書籍目録1) のテキスト形
式ファイル

別紙書籍目録1 「全國部落調査」のテキストデータをダウンロードする
ことができるリンクなどが記載されたウェブページである。

エ 別紙ウェブサイト目録1(4) 「全国部落調査」のhtmlページ(「全国部
落調査 部落地名総鑑の原点」) (甲8)

「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」という題名の文書を掲載している。
同文書は、別紙書籍目録2 「復刻・全國部落調査」の「各府縣部落調査」の部
分を、都府県の順番を変えて掲載したものである(冒頭が「秋田県」、最後が
「鹿児島県」)。

本文書は、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)第154号仮処分命令申立事
件の仮処分決定後、同日に掲載されたものである。

冒頭に「これらの地域にお住まいの方は、『私は被差別部落出身者です』
と言って横浜地方裁判所に仮処分を申し立てれば、気に入らない出版物の出
版を差し止められるかも知れません。」と述べており、部落差別を煽り、部
落差別を助長しようとしている。

(2) 別紙ウェブサイト目録2 全国の同和地区(本文冒頭の見出しに「カテゴリ：
都道府県」) (甲9)

本文冒頭の見出しに「カテゴリ：都道府県」という記載のある文書を掲載し
ている。同文書は、別紙書籍目録2 「復刻・全國部落調査」の「各府縣部落調
査」の部分を、都府県別にあいうえお順(最初が「愛知県」、最後が「和歌山
県」)に並べ、「備考欄」に追加情報を加えて掲載し、更に、「概要」、「施設等」
及び「出典」等の情報を加えたものである。「備考」欄には「この地区に特徴

的な苗字は〇〇」「電話帳で〇〇姓は△世帯」（代理人注：記事においては〇〇部分に具体的な苗字が記載され、△部分には具体的な数字が記載されている）などの記載がある。

(3) 別紙ウェブサイト目録3「復刻・全国部落調査」（書籍目録2）

「本文.pdf」、「A3両面印刷対応プリンタ用.pdf」及び「A4用紙に両面印刷し、中央を裁断して背を綴じて周囲を裁断.pdf」のそれぞれのページにおいて別紙書籍目録2「復刻・全國部落調査」を掲載している。

4 別紙書籍目録記載の各出版物の出版準備、出版及び頒布

(1) 本件出版準備行為

被告示現舎は、自身のウェブサイトにおいて、赤い背景の右上に「復刻」、中央に「全国部落調査 部落地名総鑑の原点」、下部に「財団法人中央融和事業協会全国部落解放協議会」「示現舎」と記載した画像を掲載し（甲10・2頁）し、その画像の下には「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」（甲10・3頁）と記載し、2016年4月1日に「全国部落調査」という書籍を出版することを具体的に示している（以下、この被告示現舎が出版を予定している「全国部落調査」という書籍を「本件出版予定物」という。）。

なお、甲10・2頁では予約注文が中止になった旨記載されているが、これはアマゾンでは本件出版予定物が発売禁止の取り扱いとされただけであり、甲10の掲載は続いており、本件出版予定物の出版自体が中止となったわけではない。

(2) 本件出版予定物の内容

被告示現舎は、自身のウェブサイト（甲10）において、本件出版予定物の内容について次のとおり説明している。

「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」、「原典の『全國部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」、「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」（甲10・3頁）

被告宮部は、部落解放同盟（以下「解放同盟」という。）中央本部から「貴職も承知のとおり、『部落地名総鑑』は、相当数の企業や個人が購入し、就職や結婚の際の身元調査に利用されるなど、部落差別を助長する極めて悪質な差別図書として1975年11月に発覚しました。…当時の総理府総務長官が同年12月に、この『部落地名総鑑』について『…さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別文章が発行され、一部の企業においてはそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない』との談話を発表しており、明確な差別書籍と断言しています。今回、貴職が、差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求めるものです。」という内容のメールを受信している（甲11）のであり、本件出版予定物を出版することは、部落差別を助長する極めて悪質な行為だと認識し、または認識できる状況にあった。

- (3) 「5年のあゆみ」(書証目録3) (甲7) の出版とオークションサイトへの出品

2016年4月16日頃、被告宮部及び被告示現舎は、「5年のあゆみ」(書証目録3) を出版した。

また、被告宮部は、同年3月31日、本件ツイッターアカウントにおいて、「5年のあゆみ」の表紙の画像を添付して「再び、あの団体が動き出しました」と発信した。被告宮部は、同年4月20日、「全国部落解放協議会設立5周年記念誌です。今、話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています。」という商品説明と共に、「5年のあゆみ」をインターネット上のオークションサイトに出品した。

第3 権利侵害の存在

1 本件各記事の内容

被告らが出版準備、出版ないしインターネット上に掲載した、書籍目録2及び3並びにウェブサイト目録記載の記事（以下、「本件各記事」という）本件各記事の内容は、①被告らの言によれば「原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したもの」に「原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載」したというもの（別紙ウェブサイト目録1の記事）、②全国の都道府県ごとに、「部落所在地」「部落名」「現在地」などの欄を設けた一覧表を記載したものであって、「備考」欄には「この地区に特徴的な苗字は○○」（注：記事においては○○部分に具体的な苗字が記載されている）などの記載があるもの（別紙ウェブサイト目録2の記事）である。

2 本件各記事が原告らの差別されない権利を侵害すること

本件各記事は、被差別部落を特定する内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が摘示されることは、摘示され

た当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになる。

本件各記事は、全国に分布する被差別部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度に関する調査結果をまとめたものとされる別紙書籍目録1に基づくものであり、このような記事は、同様の内容を記載した「部落地名総鑑」が、後述するように就職差別や結婚差別に利用され、行政からも「差別図書」であるとの判断を受けたものであることからすると、差別を助長し、差別の固定化に寄与するものといえる。

よって、本件各記事は、原告ら個々人の差別されない権利を侵害するものである。

また、原告解放同盟は、構成員である部被差別部落民の権利行使のために活動する団体であるから、各個人原告の差別されない権利の侵害により、自らの有する差別されない権利も侵害されることとなる。

3 本件各記事が原告解放同盟の「業務」を円滑に行う権利を侵害すること

(1) 原告解放同盟の活動の目的

原告解放同盟とは、「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（規約2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である（甲1）。

原告解放同盟は構成員である被差別部落民の権利を守り、社会内に存在する差別を廃絶するための活動を、設立以来行い、現在もそのような活動を行っている団体である。

(2) 「業務」を円滑に行う権利の侵害

ア 原告解放同盟の活動の阻害

前述のとおり、原告解放同盟は、就職差別及び結婚差別を被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組み、具体的には、人事資料

や身元調査のために悪用された「部落地名総鑑」について、各方面にさまざまな働きかけを行ってきた。

その結果、部落問題をはじめとする人権問題に取り組み、研修等を計画的に行う企業があらわれ、各地に同和問題企業連絡会が結成された。また、1977年12月、労働省は、100名以上の従業員を抱えている国の事業所において「企業内同和問題研修推進員」を設置することを求める通達を、都道府県知事宛に発出し、多くの企業の中に入権問題に取り組む手がかりが作り出された。部落差別調査を規制する条例も、1985年3月の大阪府「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の制定を皮切りに、熊本県、福岡県、香川県、徳島県で制定された。

また、後述のとおり、「部落地名総鑑」の存在が明らかになると、行政から声明、通達、要請が行われ、これが差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識は社会的にも共有され、法務省は調査し回収した「部落地名総鑑」や販売用のチラシは焼却処分された。

これらの成果は、主に原告解放同盟の活動の成果であるが、本件記事のウェブサイト上への掲載や本件書籍の出版は、それらが就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高く、差別の解消をめざす原告解放同盟のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じることが明らかである。

この点に関しては、被告宮部が滋賀県に対して情報開示請求を行ったところ、その一部が非開示とされた決定についてその取消しを争った事件の最高裁平成26年12月5日判決が参考になる。この事件においては、滋賀県が、地域総合センターの施設の名称や所在地等を「要覧」としてまとめた、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分の適法性が争われた。同判決は、「本件非公開部分は、本件要覧の一部である本件目次及び本件一覧表のうち各地域センターの名称や住所

等に係る情報が記載された部分であるところ、本件要覧は、本件目次及び本件一覧表において、上告人【代理人注：滋賀県をさす】の区域内に設置されている各地域センターの名称や所在地等を網羅的かつ一覧的に掲記するとともに、各地域センターの概要の説明において、各地域センターが設置されている各地区の概要（その位置を含む。）、地区名、母子世帯・父子世帯数、生活保護世帯数、障害者のいる世帯数、就業の状況、教育の状況など、当該各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況に係る情報を詳細に記載したものである。そして、本件要覧は、その表紙に上告人が作成主体として明記されるとともに『同和対策地域総合センター要覧』との名称が記載されており、同要覧のはしがきや添付資料等の記載内容にも照らし、『同和対策』に関する資料として上告人が作成したことが明らかなものである。このような本件要覧の内容、構成や性質等に照らすと、本件要覧は、その作成の当時、普通地方公共団体である上告人が、各地域センターが設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に、各地域センターの名称や所在地等とともに上記各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覧的に掲記した資料であり、かつ、そのことが容易に看取される資料であるということができる」と記載情報の性格について判断した上で、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわ

なければならず、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」として、滋賀県の行っている事業の遂行への支障を、差別意識の増幅・助長という観点から具体的に判断している。

イ　原告解放同盟の構成員たる被差別部落民の人格権の侵害

また、原告解放同盟の構成員は規約上「部落内外で活動する部落住民・部落出身者」とされており（3条）、被差別部落民であることが予定されている。この中に、本件原告らは含まれる。そして、被告らの行為によって、前述のとおり、原告ら個々人の人格権が侵害され、あるいは侵害されようとしているのだから、原告解放同盟は、構成員の人格権を内包する、「業務」上の権利を有していると解すべきである。

この点については、損害保険会社が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成20年7月1日）が、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者的人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）」ということができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者的人格権を内包する権利ということができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めたことが参考されるべきである。

なお、同決定では「法人」の業務遂行が問題になっているところ、本

件の原告解放同盟は、いわゆる権利能力なき社団であるが、権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」であるとされ（最判昭和32年11月14日）、共有持分権の大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、原告解放同盟の権利行使は、構成員の個々の権利の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

ウ 具体的な業務遂行への支障の発生

本件記事のウェブサイトへの掲載と本件書籍の出版によって、原告解放同盟関係者の自宅や連絡先が容易に推察され、その結果、差別ハガキや電話等の嫌がらせを受ける危険があり、そのことによって、原告解放同盟の職務遂行に支障を来し、ひいては業務の著しい能率低下を引き起こすおそれがある。また、本件ウェブサイトへの記事掲載と本件書籍の出版について、原告解放同盟の役員らは、関係各所への働きかけや被告への対応などを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じるなど、すでに業務遂行への支障が発生している。

エ 小括

したがって、本件記事のウェブサイトへの記載と本件書籍の出版は、原告解放同盟の「業務」上の権利をはなはだしく侵害するものといえる。

第4 差別されない権利の侵害

1 全国部落調査裁判 東京高裁判決による「差別されない権利」

全国部落調査事件一次訴訟（本件と類似の訴訟）東京高裁判決（一審原告：

部落解放同盟外 234名・一審被告：示現舎・宮部龍彦・三品純）は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができ人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される」と判示した（甲13・22～24頁）。

同判決は、その権利侵害の判断において、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大きさ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱

き、ときにそのおそれには怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受容すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである」としており（甲13・22～24頁、下線は代理人）、こうした権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

2 法務省依命通知による「差別されない権利」

法務省人権擁護局調査救済課長は、2018年12月27日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、「従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである」旨の依命通知を発出した。

この依命通知は、「身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。このような現実を前提にした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができる。」とするものであった。また、同依命通知は、「『〇〇地区は同和地区であった（ある）。』などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。」とも述べている（以上につき甲14）。

この依命通知は、実質的には、被告がオンライン上の「全国部落調査」や「部落探訪」の記事掲載など、被差別部落をさらす行為を繰り返し、被告が拡大したことについて、法務局が対応して発出されたものであった。

同依命通知は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、被差別部落の画像や動画をインターネット上での公開をすること自体が、差別されない権利を侵害するものであることを示すものである。

第5 権利侵害行為の前提事実

1 現在も続く深刻な部落差別

(1) いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、結婚、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられた」と（甲15）。

明治政府は、1871年（明治4年）8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したが、現実の社会関係における実質的な解放を保障することはなかった。1886年（明治19年）に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていたいわゆる「壬申戸籍」において、「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど、身分解放は甚だ不徹底に終わったため（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968年（昭和43年）のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922年（大正11年）3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価

として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言し、被差別部落問題の重要性が認識されるに至った。しかし、その自主的な解放運動は、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、組織的な運動は壊滅させられた。

(2) 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則及び差別されない権利を明示し、重ねて同条2項及び3項で、貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、同24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、同25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、同26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である」と政府の立場を示した（甲16）。これは、とりもなおきず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申で求められた、「関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」を受けて、1969年には同和対策事業

特別措置法が10年間の时限立法として制定された。同法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎えるに伴い、国による同和対策事業は終了した。

(3) 現在も続く部落差別

上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

これらは、全国部落調査裁判の東京地裁判決（甲12）、東京高裁判決（甲13）でもその一部が詳細に認定されている。また、部落差別が現在も存在することを前提として、全国部落調査裁判が東京地裁に係属中の2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が制定・施行された。

3 「部落地名総鑑」の問題性

(1) 「部落地名総鑑」事件とは

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という。）、この「部落地名総鑑」には、全国約5300カ所に及ぶ被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、明らかになっているだけでも、上場企業を中心に、のべ

223社（人）にも達した。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が、被差別部落出身者を特定して差別し、就職や結婚において排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな社会問題となっていることは、皆さんに十分にご承知のことと存じます。／…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。／しかし、大部分の企業や家庭に於いては、永年に亘って培われていた社風や家風があり、一朝一夕に伝統をくつがえすわけにはまいりません。／…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事柄かと存じます。／このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とあり、差別的意図で、この地名リストが結婚や就職の際の身元調査の材料として使われる事を想定して出版したことが明示されていた。

4 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

（1）「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和關係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官は連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響

を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

(2) 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

(3) 「部落地名総鑑」事件のその後

1989年7月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきたが、昭和44年ころから同51年ころまでの間に、8種類の部落地名総鑑が販売されており、これまでに発行者2名及び購入者203社(人)(延べ219社(人))について勧告等の処理をした。／本年7月、法務省は、残りの発行者等11社(人)及び購入者3社(人)(延べ4社(人))について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。／法務省は、…今後とも、このような悪質な差別事件が再発しないよう、同和問題についての啓発に努めるとともに、この種の差別図書の発行、販売等の事実が新たに判明したときは、積極的に取り組む所存である」との文書

を発出した。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点は多く、その後も、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。その延長線上に位置するのが、被告らが出版しようとし、ネット上にデータを公開したのが本件各記事であった。

(4) 小括

「部落地名総鑑」は、被差別部落の所在地のみが記載された図書であり、その作成や購入の動機からしても、被差別部落にルーツを持つものを割り出すための地名リストであることが明らかである。このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在する。これは個人的欲求という次元ではなく、行政や企業等の作為・不作為がつくり出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。

この点、全国部落調査裁判の東京高裁判決は「…誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり…」（甲17・23頁）と指摘している。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るために、「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する本件各記事を削除する必要がある。

第6 違法性

1 公共性及び公益性

前述のとおり、本件各記事は、行政によって「差別図書」として利用されることが問題であるとされた「部落地名総鑑」と同趣旨の内容を持ち、差別

を固定化あるいは助長する機能を果たすものであって、本件各記事でなされる被差別部落の特定は公共の利害に関する事項に係るものとは到底いえない。

本件各記事は、全国の被差別部落について、その地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものであって、これらの事項を現在において「復刻」という形で明らかにし、現在の地名を付記するという行為は、被差別部落に対する差別を固定化あるいは助長することを目的にするものであって、公益を図る目的によるものとはいえない。

2 極めて悪質な被告らの行為態様

(1) 被告が部落差別を助長する情報発信継続に執着していること

ア 別紙ウェブサイト目録1(4)の追加掲載

被告らは、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の仮処分命令が出た直後、別紙ウェブサイト目録1(4)を新たに追加掲載しており、部落差別を助長する情報発信継続に執着しているといえる。

イ 別紙ウェブサイト目録3の追加記載

被告らは、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の仮処分命令が出たにも関わらず、別紙ウェブサイト目録3を新たに追加掲載しており、部落差別を助長する情報発信継続に執着しているといえる。

ウ ヤフーオークションへの出品

被告宮部は、「人権団体が焚書坑儒を裁判所に申し立てて、しかも裁判所が認めるという、貴重な事件の資料です。後世プレミアが付くことは、おそらく間違いないません(無論、保障はできませんが)。報道された「全国部落調査」の全文コピーも付いていますが、解放同盟が印刷したものなので、間違いない部落解放運動のための資料なので、差別だと言いがかりを付けられる心配はないのでご安心ください。送料無料! 300円からのスタートです。」と説明した上で、本件申立て添付している別紙目録等

も含め、横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号の副本すべてをヤフーオークションへ出品した(甲14)。別紙目録を含めた副本をすべて合わせて落札者に提供すれば、前述してきたプライバシー権等の権利を侵害し、部落差別を助長することは明らかである。

また、上記被告宮部の発言、ヤフーオークションの質問に対する回答欄の発言等からすると、被告らが部落差別を助長することを意図して情報発信継続に執着していることは明らかである。

(2) 被告らによる原告らの人権侵害の意図は明確であること

ア 原告解放同盟との面談における被告宮部の言動

原告解放同盟は、2016年4月1日に本件書籍の出版が予定されていることを知り、前述したとおり、同年3月3日に、「示現舎 編集長 鳥取ループこと宮部龍彦様」宛にメールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」として面談を申し入れた(甲15)。そして、被告宮部と時間・場所について調整の上、同月8日午後、新宿の喫茶店で、原告解放同盟中央本部の西島藤彦書記長(当時)(以下、「西島」という。)及び大西聰事務長(当時)と被告宮部(こと鳥取ループ)と面談を行った。

被告らは、被告示現舎ホームページ上に、「鳥取ループ」の名前で記事を掲載し、この経過について公開している(同月8日の面談について同月9日に掲載)。そこでは、西島が「差別が蔓延している状態で、部落の場所を暴露すると、差別者に利用され、差別を助長するということになる」と述べたのに対し、被告宮部が「隠すことこそが差別を助長する」という自説を展開し、本件ウェブサイト目録1ないし3の掲載を自分が行っていることを前提として、「そもそも解放同盟は一政治団体であって、当事者ではなく、私がそのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとし

ても必ず破る』という旨を伝えた」という状況が報告されている(甲16)。

被告らの人格権等侵害の意図はきわめて強固である。

イ 法務局指導への対応

2016年3月29日付で東京法務局長は、被告宮部に対し、「識別情報掲示による人権侵犯事件」として、「同和地区 Wiki」の運営管理等の被告宮部の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として削除等を求める行政指導を行った(甲17)。

しかし、被告宮部は、「『不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的』とは事実無根のことなのだが、実は先日岩城光英法務大臣が参議院の法務委員会でそのようなことを言ってしまったので、こうでも書いておかないと格好がつかんということなのだろう。」(甲18)、「法務局側が対応をエスカレートさせるなら、こちらの対抗措置もさらにエスカレートします。同和地区 Wiki 管理人としての声明も発表します。」(甲19)などと述べ、削除に応じないだけでなく、挑発的な態度を示している。

被告宮部の人格権等侵害の意図はきわめて強固である。

(2) 出版差止関係の裁判記録の暴露

被告らは、本訴訟に先行する出版差止等仮処分命令申立(横浜地方裁判所平成28年(ヨ)154号)の申立書・陳述書・仮処分決定書等をインターネット上で暴露している(甲20)。このように被告らは、個人情報等を公開することに執着しており、本訴訟の進行においても、その点に関する配慮が必要である。

第6 差別されない権利侵害の現実性及び具体性

2024年12月5日、全国部落調査事件第一次訴訟の双方の上告が棄却され、受理申立てが不受理となり、高裁判決が確定した。同高裁判決は、差し止めを求めた本件各記事の41都府県の記載のうち、31都府県についての差し

止めを認め、10県（千葉県、富山県、愛知県、岐阜県、山梨県、静岡県、福島県、秋田県、福井県、石川県）についての差し止めを認めないものであった。

同月7日、被告らは、被告示現舎のウェブサイトにおいて、「出版禁止は原告と関連がある都府県に対してだけ認められ、全面的な出版禁止は免れている」としたうえで、「今後は、確定判決に対して過剰となっている仮処分を解除する等、『戦後処理』を肃々とおこなうことになる」と記載している（甲21）。また、被告らは、実際に「過剰となっている仮処分を解除する」手続きを進めている。これは、被告らが、高裁判決で差し止めを認めなかった10県について、別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売、頒布またはウェブサイトへの掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表する準備をしているということであり、原告らに対する差別されない権利侵害の現実性及び具体性がある。

第7 故意又は過失

前述の原告解放同盟との面談における被告宮部の言動、法務局指導への対応、裁判記録の暴露等から被告宮部及び被告示現舎が権利侵害行為につき「故意又は過失」があることは明らかである。また、被告三品についても共同してウェブページ「示現舎」を運営していること、示現舎合同会社に住民票上の住所を置いていること等から、「故意又は過失」があることは明らかである。

なお、被告宮部及び被告三品が被告示現舎の業務執行役員としての地位を有し、権利侵害行為について悪意または重大な過失があることは明白であるから、被告宮部及び被告三品が合同会社の役員として、会社法597条に基づく対第三者責任を負うことも、また明らかである

第8 損害

1 慰謝料

前述してきたように、本件ウェブサイト目録の記事あるいは出版予定物に記載されている情報は、「部落地名総鑑」と同じく、それらは就職差別や結婚差別のための情報として利用されるが、差別の特質上、いったんその情報が流出してしまえば、その後それがどのように利用されるか目に見えず、抑止は不可能である。すなわち、被告らの行為によって生じた原告らの損害は著しく回復困難なものであり、その精神的苦痛は甚大なものである。

上記精神的苦痛に対する慰謝料は、別紙当事者目録記載の各原告につき金100万円を下ることはない（本請求は、一部請求である。）

2 弁護士費用

弁護士費用は、別紙当事者目録記載の各原告につき損害額の1割である10万円をもって相当とする。

3 したがって、被告らは、各原告らに対し、不法行為に基づき、連帶して各110万円（合計1100万円）の損害賠償義務を負う。

なお、各被告らの不法行為による損害賠償債務については、不真正連帶の関係になる。

第9 結論

以上、述べてきたように、被告らの不法行為により、原告らは、人格権としての、名誉権、プライバシー権、業務遂行権（憲法13条）及び差別されない権利（憲法14条）を侵害され、多大な損害を受けている。そして、この被告らの不法行為は、人格権に対する強度の侵害であり、金銭賠償のみでは原告らの被害の回復はできず、別紙書籍目録記載の著作物の出版等差止め、別紙ウェブサイト目録記載の各記事の削除、別紙ウェブサイト目録記載の各記事等につき一切の方法による公表の禁止がなされることが必要である。

よって、原告らは、被告らに対し、人格権としての差別されない権利（憲法14条）及び業務遂行権（憲法13条）に基づき、被告らが、自ら又は代理人

若しくは第三者を介して、別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売、頒布またはウェブサイトへの掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表の禁止を求めるとともに、不法行為責任（民法709条・719条）、業務執行社員の責任（会社法597条）に基づく損害賠償として各々110万円（合計1100万円）及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以 上

証 抱 方 法

追って提出する（被告らが送達場所を指定してから提出する予定。第一次訴訟では、被告らへの準備書面及び書証等の送付は、送達場所である被告示現舎に対して1通だけ行っていた。）。

添 付 書 類

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 3通 |
| 2 | 資格証明書（原告部落解放同盟全国大會議事録） | 1通 |
| 3 | 資格証明書（被告示現舎合同会社登記簿謄本）（後出） | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 10通 |